

## 関西医療学園 情報公開規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、学校法人関西医療学園（以下、「学園」という。）および関西医療大学（以下、「大学」という。）が、保有する情報の公開に関し、必要な事項を定めることにより、学園および大学の運営や教育研究等の諸事業の社会的説明責任を果たし、公正かつ透明性の高い運営を実現し、構成員による自立的な運営と教育研究の質向上に資することを目的とする。ただし、個人情報に関する事項については別に定める規程によるものとする。

(社会一般への情報公開)

第 2 条 学園は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める情報を原則的にホームページを通じて、広く社会に公開する。

本条(2)の①～⑤の閲覧に関する事項は別に定めるものとする。

(1) 学園および大学の基本的情報

- ①寄付行為
- ②建学の精神
- ③沿革と構成
- ④役員数、教職員数、大学の学生数、施設・設備の概況等

(2) 経営および財務に関する情報

- ①事業報告書
- ②財産目録
- ③貸借対照表
- ④収支計算書
- ⑤私立学校法第 37 条第 3 項第 3 号にもとづく監事の監査報告書
- ⑥私立学校振興助成法第 14 条第 3 項にもとづく公認会計士または監査法人による監査報告書
- ⑦学生等納付金額

(3) 教育研究活動に関する情報

- ①大学の学則
- ②大学の教育方針
- ③大学の入学者受入方針
- ④大学の教育課程の編成および実施に関する方針
- ⑤大学（大学院研究科を含む。）の学位授与の方針
- ⑥大学教員の研究業績
- ⑦大学における開設科目のシラバス
- ⑧大学の入試状況

(4) 評価に関する情報

- ①大学の自己点検評価書
- ②認証評価の結果についての報告書
- (5) 学生に関する情報
  - ①課外活動団体の活動状況
- (6) 情報公開に関する情報
  - ①本規程
  - ②個人情報保護に関する規程
- (7) その他
  - ①社会一般に公開することを学園運営会議が承認した情報

附 則

1. この規程は、平成26年12月20日から施行する。